

福井坂井地区広域市町村圏事務組合監査告示第4号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年9月27日

福井坂井地区広域市町村圏事務組合

監査委員 亀 嶋 政 幸

監査委員 中 村 勘太郎

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1 監査種別  | 定例監査  |
| 2 監査対象  | 一般会計  |
| 3 監査範囲  | 令和5年度執行の財務事務  |
| 4 監査実施日 | 令和5年9月1日  |
| 5 監査方法  | 財政に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか<br>あるいは、経営に係る事業の管理が合理的かつ効果的に行われ<br>ているかに着目して監査を実施した。 |
| 6 監査結果  | 令和5年度の一般会計について、財政事務および経営に係る事<br>業を検査した結果、監査の対象とした事務・事業は、適正と認<br>められた。             |

福井坂井地区広域市町村圏事務組合監査告示第5号

地方自治法第199条第2項及び第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年9月27日

福井坂井地区広域市町村圏事務組合

監査委員 亀 嶋 政 幸

監査委員 中 村 勘太郎

記

- 1 監査種別 財政援助団体等監査
- 2 監査対象 株式会社 イワシタ物産
- 3 対象施設 YONETSU-KAN ささおか
- 4 監査範囲 令和4年度の施設管理全般
- 5 監査実施日 令和5年9月1日
- 6 監査方法 管理運営に関する基本協定書等に基づき、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、指定管理者および所管課より提出された資料に基づく関係書類の確認及び聴取等を実施した。
- 7 監査結果 監査の対象とした施設の管理に係る出納その他の事務について、関係書類等の確認検査を行った結果、適正に処理されていると認められた。